

供与期間終了のお知らせ

大熊町、双葉町からの入居者について、福島県借上げ住宅の供与期間を令和8年3月31日まで1年間延長した上で、終了します。

- 新たな住まいの確保が入居者の責めによらず遅延する場合に、供与期間を特別に延長する場合があります。
- 入居者が自費契約に切り替えて継続入居を希望する場合がありますので、自費契約に応じられない場合は、その旨を早めに入居者に伝えて下さい。

再契約に関するQ&A

1 手続きについて

Q1 今回の再契約の案内は誰に対して行っているのか。

A 現在ご契約いただいている貸主・貸主代理のうち、供与期間が延長となる物件について再契約の意向のある貸主・貸主代理にご案内しております。

Q2 今回の再契約書に変更箇所はあるか。

- A
- ①これまで入居者へ別途お知らせしていた応急仮設住宅が災害救助法に基づく物件である旨を明文化しました（第2条第1項修正及び第2条第3項修正）。
 - ②令和6年7月に入居者へ別途お知らせしていた応急仮設住宅が令和8年3月31日に供与終了となる旨を明文化しました（第3条第2項修正及び第3条第3項追加）。
 - ③不法行為をした者が損害賠償の責を負う旨を明文化しました（第18条第2項追加）。

Q3 契約書は送付された様式以外の使用は可能か

A 県では再契約用の様式を定めており、令和7年度再契約書は内容変更や追加様式がありますので、様式データが必要な場合には、福島県ホームページから新たにダウンロードして、必ず県で定める様式で作成をお願いします。また、契約書は条項を含めA3用紙両面1枚で原本を4部作成願います。

（ホーム>組織でさがす>土木部>建築住宅課（復興・仮設住宅担当）の最下段、民間借上住宅【建築指導課】>東日本大震災に係る福島県借上げ住宅再契約書等の御案内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065d/kariage012.html>）

なお、A3での作成が困難な場合は、A4での作成もやむを得ませんが、袋とじのうえ、割印を押印してください。袋とじが困難な場合は、それぞれのページに割印をお願いします。

Q4 仲介業者に作成を依頼してもよいか。

A 問題ありません。仲介業者の有無別での事務フローは、裏面のとおりです。その際は同封の再契約書のひな型1部、定期賃貸借契約説明書1部、再契約書作成対象一覧をお渡しください。

Q5 契約書は、いつまでにどこに提出すればよいか。

A 令和7年1月末までに、入居者の被災時居住各町（裏面別記一覧）へ提出願います。
なお、各不動産団体において取りまとめは行いませんので、直接各町へ提出願います。

Q6 借上げ住宅の明渡し等に関する同意書は必要か

A 今回の再契約の満了日（令和8年3月31日）で供与終了となりますので、退去予定の入居者と連絡が取れない等のトラブルに対応するため、必要となります。なお、緊急連絡先については、入居者に三親等までの親族がいる場合には、その中から選任するよう願います。

Q7 全ての契約に重要事項説明書は必要か。

A 賃貸借契約は定期借家契約となるため、仲介業者の媒介がある場合は、必要となります。

- Q8 請求書、定期貸借契約説明書、重要事項説明書の日付はいつにするのか。
A 請求書及び定期貸借契約説明書は令和7年3月1日の日付をお願いします。
重要事項説明書の作成日は令和7年3月1日以前の日付を記入してください。
- Q9 変更がある場合、変更箇所がわかるようにしなくてよいのか。
A 変更のある項目に、蛍光ペン等で項目に着色して、契約書2ページ目、1番下の変更有無欄の有に○をつけてください。
- Q10 契約期間は令和8年3月31日までということだが、期間を短くすることはできるか。
A 一律の終了期間を設けさせていただきましたが、どうしても困難な場合は、事前に入居者と調整のうえ、契約書の契約期間終期を希望の月日に変更してください。
- Q11 契約期間が1年となるが借地借家法で定められた契約終了の6ヶ月前の通知は必要か。
A 借地借家法第三十八条6項により、今回の再契約の契約期間は1年となるため必要となります。仲介業者を介していない場合も通知は必要となりますので、契約終了の6ヶ月～1年前に県へ通知が必要となります。
- Q12 仲介業者を変更したい。
A Q9 下線部と同様に変更有無欄の有に○をつけ、契約書に新しい仲介業者を記名のうえ、押印してください。
- Q13 貸主代理の押印があっても、貸主の押印が必要か。
A 貸主の押印は不要ですが、貸主の氏名、住所、電話番号は記入してください。
- Q14 再契約書を提出後に記載していた内容に変更が生じたが提出する書類は何か。
A 被災者住宅相談窓口（024-521-7698）に連絡をお願いします。令和7年2月28日までは再契約書の差し替えが可能であるため再度提出願います。
令和7年3月1日以降の変更は変更契約書もしくは各種変更届けが必要となります。

2 契約書等の修正について

- Q15 契約書、または請求書の金額を誤って記載した場合は、訂正印による訂正は可能か。
A 金額の記入を誤った場合は、申し訳ありませんが契約書及び請求書の再作成をお願いします。
- Q16 契約書、または請求書の金額以外の箇所の記載を誤ったが、どのように訂正するのか。
A 誤った箇所を二重線で見え消しし、余白に正しい内容を記載してください。
また、契約書は捨印欄に、請求書は欄外上部の余白に各々捨印があれば、訂正印の押印は不要です。
なお、修正液・修正テープでは修正しないでください。修正液・修正テープを使用した場合、再作成となります。
- Q17 なぜ、捨印欄に押印が必要なのか。
A 契約書を審査し、訂正が必要となる場合があります。その際は、電話により確認のうえ訂正する場合があります。捨印がない場合、県から返送して訂正印を求めることとなり、事務処理に時間が掛かってしまうため、捨印の押印にご協力をお願いします。
また、請求書、定期貸借契約説明書、重要事項説明書についても欄外上部の余白に捨印を押印があると、事務処理を短縮できる場合があります。
なお、貸主代理が契約を締結する場合、捨印は貸主代理の印を押してください。
- Q18 契約書の間違っ箇所を二重線で正しい内容に訂正したが、訂正した内容も間違っており再度訂正しなければならなくなったが可能か。
A 訂正した記入内容の再訂正はできませんので、契約書を作り直してください。
- Q19 捨印や契約印を、誤った箇所に押ししてしまった。（例：入居者印を県の契約印箇所に押ししてしまった）
A 誤って押印したものに×印をつけ、正しい箇所に押印し直してください。

(裏面あり)

Q20 契約書の再作成となってしまうのはどのようなケースか。

A 前述した金額が訂正されているもの、修正液・修正テープが使用されているもの、訂正箇所が再訂正され二重訂正となっているものの外、押印後にカラーコピーで提出されているもの、入居者同意文（丙・入居者欄の3段目）が訂正・加筆・削除されているものは全て再作成となります。

3 賃料一時金について

Q21 家賃を値上げしたいが可能か。

A 家賃の変更はできません。

Q22 再契約なのだから退去修繕費をもう一度払ってほしい。

A 退去修繕費は、退去に伴う原状回復費用であるため、退去を伴わない支払いはできません。

Q23 損害保険料は請求できるか。

A 今回の再契約においても借家人賠償保険については、加入漏れの防止や県の事務軽減を図るため、県で一括加入とさせていただきますので、保険料を請求することはできません。
なお、家財保険に加入する場合は、入居者の負担となります。

Q24 振込指定先を変更したい。

A Q9 下線部と同様に変更有無欄の有に○をつけ、銀行名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる通帳の写しを添付してください。

Q25 賃料はいつから支払われるか。

A 3月末日までに4月分家賃と仲介料をお支払いします。なお、5月分以降の家賃についても前月月末までにお支払いします。また、契約書の提出が期日（各町へ令和7年1月31日）より遅れてしまった場合は初回支払いが4月にずれ込む場合がありますので、できるだけ早急に提出してください。

Q26 家賃上限が9万円の物件に5人以上の世帯が居住していたが、諸事情により世帯の一部が退去し4人以下になった。再契約時の家賃上限は6万円となるのか。

A 世帯分離したなど家賃上限の緩和規定が適用とならなくなった場合でも、入居物件が変わらないため、特例的に上限を9万円のまま据え置いています。

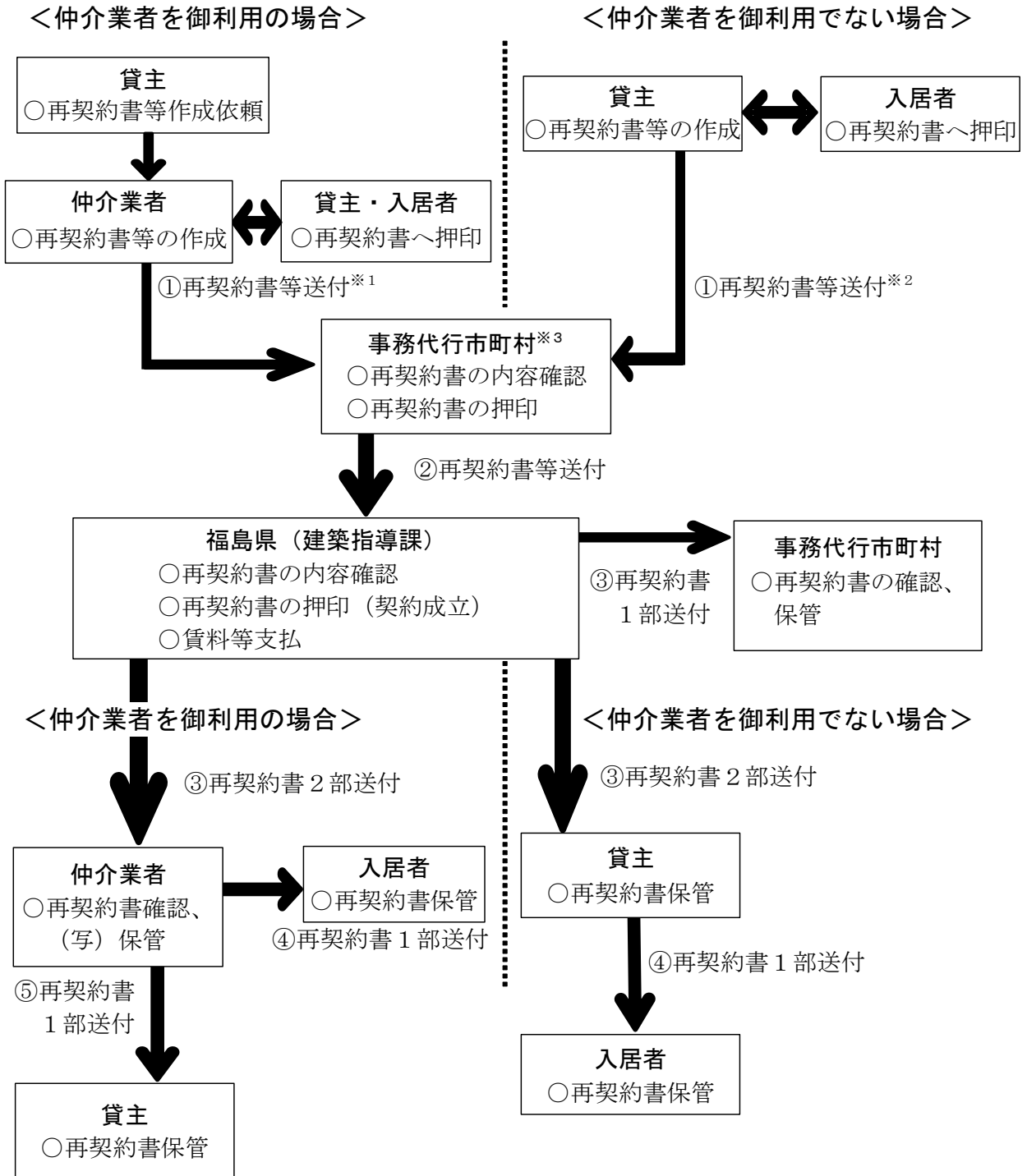
Q27 賃料と共益費について

A 頭書（3）賃料等については、賃料と共益費の合計賃料の上限（4人以下の世帯は60,000円、5人以上の世帯は90,000円）を超えることのないように記入し、原則共益費の欄には、賃料に含むと記入願います。なお、賃料と共益費を分けて記入した場合、仲介料は賃料の0.55か月分となります。

再契約書の提出先

各町窓口	郵便番号	所在地
大熊町生活支援課移住定住支援係	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
双葉町郡山支所 住民生活課	963-8024	郡山市朝日一丁目20-2

■借上げ住宅の再契約に関する事務フロー



※1 再契約書4部、定期賃貸住宅契約についての説明1部、請求書1部、重要事項説明書1部。

※2 再契約書4部、定期賃貸住宅契約についての説明1部。

※3 事務代行市町村とは、入居者が被災時に居住していた市町村です。

問い合わせ先： 住宅相談窓口 024-521-7698